

島根県競技力向上対策本部規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この本部は、島根県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）と称する。

（目的）

第2条 対策本部は、第84回国民スポーツ大会に向けた競技力の向上を図り、大会終了後も更なる本県のスポーツの推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 対策本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 島根県競技力向上基本計画（以下「基本計画」という）の策定に関する事。
- (2) 競技力向上対策の進捗状況等の分析・評価及びその結果を踏まえた基本計画の見直しに関する事。
- (3) 競技力向上対策事業の実施に関する事。
- (4) 競技力向上対策の条件整備に関する事。
- (5) その他対策本部の目的達成に必要な事業に関する事。

第2章 組織

（構成）

第4条 対策本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 競技力向上に係る機関及び団体の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 対策本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

（役員を選出）

第6条 本部長は、島根県副知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部会議の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。
- 3 監事は、本部会議の承認を得て、本部長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行(代理)する。
- 3 監事は、本部の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、対策本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 対策本部に次の会議を置く。

- (1) 本部会議
- (2) 選手強化対策委員会

(本部会議)

第10条 本部会議は、対策本部の委員等をもって構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。
- 4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総合的な事業の推進に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (5) 予算及び決算に関すること。
 - (6) 選手強化対策委員会に付託及び委任する事項に関すること。
 - (7) その他競技力の向上に関わる重要事項に関すること。
- 5 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 6 本部会議に出席できない委員は、代理人に権限を委任するか、または、委任状で議決に加わることができる。

7 本部会議の議事は、出席委員(委任状により議決に加わった委員も含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決の省略)

第 11 条 議決すべき事項について、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(選手強化対策委員会)

第 12 条 選手強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長は、本部長が選手強化対策委員会委員の中から委嘱する。

3 選手強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について審議・検討する。

4 前項のほか、選手強化対策委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

第 13 条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第 14 条 対策本部の事務を処理するため、島根県環境生活部スポーツ振興課内に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第 15 条 対策本部の経費は、島根県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 16 条 対策本部の収支予算は、本部会議の議決により定め、収支決算は、監事の監

査を経て本部会議の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第 17 条 対策本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 補則

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本部会議の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

(解散)

第 19 条 対策本部は、第2条の目的が達成されたとき、本部会議の議決を経て解散するものとする。

2 対策本部が解散するときに有する残余財産は、本部会議の議決を得て処分する。

附則

1 この規約は、対策本部設立の日(令和3年2月3日)から施行する。ただし、第 15 条から第 17 条までの規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 対策本部設立の日から令和 4 年 3 月 31 日までの対策本部の経費は、島根県予算をもって充てる。

島根県競技力向上対策本部 本部会議 委員(案)

(本部長：1名、委員：18名 計：19名)

【本部長：1名】 敬称略

区 分	役 職	氏 名
県関係	島根県副知事	松 尾 紳 次

【委員：18名】 敬称略、順不同

県関係	島根県環境生活部長	竹 内 俊 勝
市町村関係	島根県市長会長	松 浦 正 敬
	島根県町村会長	下 森 博 之
教育関係	島根県教育委員会教育長	新 田 英 夫
	島根県市町村教育委員会連合会会長	杉 谷 学
産業・経済関係	島根県商工会議所連合会幹事長	松 浦 俊 彦
	島根県商工会連合会会長	石 飛 善 和
	島根県中小企業団体中央会会長	杉 谷 雅 祥
スポーツ団体	公益財団法人島根県体育協会理事長	田 部 長 右 衛 門
	公益法財団法人島根県体育協会専務理事	安 井 克 久
	公益財団法人島根県体育協会スポーツ医・科学委員長	伊 達 伸 也
企業スポーツ	株式会社山陰合同銀行代表取締役専務執行役員	清 田 睦 人
	株式会社中筋組代表取締役社長	中 筋 豊 通
学校関係	島根県小学校長会長	中 村 次 郎
	島根県中学校体育連盟会長	古 藤 浩 夫
	島根県高等学校体育連盟会長	吾 郷 信 博
学識経験者	島根県立大学副学長	岸 本 強
	オリンピック（陸上・東洋大学教授）	土 江 寛 裕